

### 第 3 5 号議案

#### 損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

#### 記

##### 1 事件の概要

平成 2 9 年 1 1 月 6 日豊川市民病院において相手方に対し大腿骨頸部骨折の手術を行い、手術後の処置として両脚の固定を行ったところ、当該処置の際の圧迫により相手方の右脚に麻痺の障害が生じたもの

##### 2 損害賠償の額

4, 1 9 8, 6 6 9 円

##### 3 損害賠償の相手方

豊川市在住の 6 0 代女性